

## 第4章 基本構想

### 第1節 基本構想の役割

この基本構想は、市民をはじめとして本市にかかわる人々や団体などに、めざすまちの姿、およびこれを実現するための基本目標と取り組みの基本方向を明らかにし、それぞれの役割と責任を担いつつ協働\*して進めるまちづくりの指針となるものです。

また、基本構想は、市の各分野における行政計画や基本方針を統括する計画として、今後の市政運営を総合的、計画的に進めていく上での行政計画でもあります。

### 第2節 目標年次

基本構想の目標年次は、平成33年度（2021年度）とします。

### 第3節 めざす将来像と基本理念

#### 1 将来都市像



## 2 まちづくりの基本理念

### (1) 市民の幸福感の向上

まちづくりの最終目標は、市民一人ひとりの福祉（幸福感）の向上にあります。このため、吉川市では、市民の幸福感が満たされるまちづくりを進めます。

### (2) 吉川市の価値を高める

みどり豊かな自然環境、住みやすい住環境、人と人の結びつき、歴史など、吉川市には、先人達が築き、また守ってきた特色があります。

このため、吉川市では、今ある特色を一層活用し、吉川市の価値を高めるまちづくりを進めます。

### (3) 共にまちを想い、共にまちを創る（共想・共創）

価値観が多様化する中、吉川市にかかわる全ての人々が、将来に向けたまちづくりの理念を共に想い描き、めざすべき姿に向かって、それぞれの立場と能力を活かして共にまちづくりを進めます。

## 3 まちづくりの目標

### (1) ふれあい・交流・協働のまちづくり（市民交流部門）

市民が地域社会の一員として、人と人のつながりを持ち、地域の様々なコミュニティ活動の中で生活し、互いに信頼し、尊重し合い、助け合いながら暮らすことのできる、人権尊重のまちづくりをめざします。

様々な地域との交流活動を通じて、互いの生活や文化に心からふれあい、理解を深めることで、様々な市民が共に暮らせる社会の形成を図ります。

活発な市民活動の中で、市民と行政が相互の信頼と連帯に基づいた協働のまちづくりをめざします。

### (2) 元気・健やか・幸せのまちづくり（健康福祉部門）

市民の主体的な参加と連帯に支えられた地域社会において、乳幼児から高齢者、障がい者がともに元気で安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざします。

全ての市民がいきいきと幸せに満ちた生活を送ることができるよう、社会参加を広げるとともに、生涯を通じた健康づくりのため、保健・医療の充実とスポーツのまちづくりをめざします。

安心して子どもを産み育てられるよう、市民生活の安定と経済的自立の支援を進めます。

### (3) うるおい・安心・快適なまちづくり（生活環境部門）

市民が快適な生活空間に暮らすことができるように、公園・緑地の整備や居住環境の向上、美しく親しめる水環境の実現に努め、やすらぎとうるおいのある快適な

まちづくりをめざします。

市民生活の安心のため、総合的な治水対策や地域の防災力の向上を図るとともに、消防・救急体制の充実や犯罪、事故に遭うことのない安全なまちづくりをめざします。

水と緑、自然環境を守り環境と共生するため、環境負荷の軽減に努め、地球にやさしいまちづくりをめざします。

市民生活に欠かすことのできない上水道の安定供給を図ります。

#### **(4) 躍動・活力・賑わいのまちづくり（地域振興部門）**

人と自然が共生する環境に配慮したまちづくりを実現するため、総合的、計画的な土地利用を推進し、調和のとれた都市環境を創出します。

特色ある市街地の整備により、吉川らしさのある街並みを創出するとともに、観光資源の開発を進め、賑わいのあるまちづくりをめざします。

地域の特性を活かした都市型農業\*の確立や活力ある地域産業の発展をめざして工業の振興を図るとともに、地域に根ざした商業の育成、支援により、商業の振興を図り、職住近接をめざした地域産業の成長と雇用、就業機会を拡大します。

道路・公共交通網は、各拠点や周辺都市とのネットワーク化を進め、都市間、都市内の往来に利便性の高いまちづくりをめざします。

#### **(5) 生きがい・学び・伸びゆくまちづくり（教育文化部門）**

市民一人ひとりが希望に向かって生きがいのある人生を送ることができ、生涯にわたって学習機会が得られるよう、生涯学習による人づくり・まちづくりを推進します。

生涯学習の基礎となる学校教育での確かな学力の育成や、地域社会における様々な活動を通じて教育力の向上を図り、青少年の豊かな人間性と自ら生きる力を育みます。

市民の自主的な文化活動を積極的に支援し、多彩で個性的な市民文化の創造・郷土文化の継承を図り、活気あふれるまちづくりをめざします。

#### **〔まちづくりの推進のために〕**

戦略的な行政経営と改革・改善に取り組みます。

効率的な行政運営を行える組織体制を整えるとともに人材を育成します。

市民サービスの安定のため健全な財政運営を行います。

安全かつ有益な社会資本の整備と公有財産の適正管理を行います。

開かれた行政、信頼される行政運営を進めます。

分権時代に応じた体制整備を進めます。

## 4 計画の基本フレーム

### (1) 将来人口

全国的な人口減少に転じた現在、緩やかな人口増加を続けてきた本市も、長期的には人口減少の時期を迎えることが予想されます。

しかし、第5次総合振興計画の目標年次とする平成33年までの間においては、本市の立地条件からも進行中の土地区画整理事業\*地内への人口定着が見込まれることから、人口は引き続き増加する予測のもと、平成33年(2021年)の将来人口を75,000人と設定します。

### (2) 将来都市構造と土地利用構想

#### ① 将来都市構造

都市構造の空間要素である、面、点(拠点)、線(軸)という3つの視点でとらえ、本市のめざすべき将来方向を示します。

##### 1) 面の構成

面は、既存の市街地部を中心に将来的に拡大する市街地ゾーンと、その後背地である農地とレクリエーションの場を含めた田園・レクリエーションゾーンによって構成されます。

- 市街地ゾーン

既存市街地の整備と新たな市街地の開発により、快適な生活を支える、良好な都市環境の形成を図るべきゾーンとします。

- 田園・レクリエーションゾーン

農地と集落地を中心とし、現在の営農環境や生活環境を保全しつつ、市民に憩いとやすらぎを与える空間形成を図るべきゾーンとします。

##### 2) 拠点の構成

都市全体に対しバランス良く都市サービスを提供するため、以下に示す拠点形成を図り、多様な都市機能の充実をめざします。

- 商業拠点

吉川、吉川美南の両駅を中心とする地域、旧来から商店の立地する平沼周辺地域を商業拠点とします。

- 複合新拠点

吉川美南駅を中心とした武蔵野操車場跡地と吉川美南駅周辺地域を、各種都市機能を備えた複合新拠点とします。

- 産業拠点

東埼玉テクノポリス\*とその周辺地域を、流通や生産機能を中心とした産業拠点とします。

- コミュニティ交流拠点  
市民に開かれた新市役所と市民参加における情報発信源としての市民交流センターおあしす周辺を、コミュニティ交流拠点とします。
- レクリエーション拠点  
自然とふれあうことのできる豊かな市民生活を送る余暇空間として、県営吉川公園を中心とする江戸川周辺地域を広域的なレクリエーション拠点に、総合体育館と市民プール付近を市民スポーツのレクリエーション拠点とします。
- 防災拠点  
江戸川沿いの八子新田、鍋小路地区に整備される吉川市河川防災ステーション\*を防災拠点とします。

### 3) 軸の構成

広域的な都市間の移動を支える都市間軸と、市内拠点への移動の連絡機能をもつ都市内軸の形成により、交通利便性の向上をめざします。

- 都市間軸  
広域幹線道路である東埼玉道路と、本市を東西南北に縦・横断し、隣接市町へも連絡する主要幹線道路網により、都市間軸の形成を図ります。
- 都市内軸  
都市内における円滑な交通を支えるため、上記の都市間軸と連携しつつ、市内各拠点を結びつける幹線道路網により、都市内軸の形成を図ります。

## ② 土地利用構想

土地利用構想については、今後の本市の発展に合わせ、新しいニーズに対応した市街地の形成をはじめ、活気にあふれた産業振興や人と自然の共生、集団的な優良農地の保全などを目標に、以下の土地利用地域を設定し、それぞれの利用の方針を定めます。

### 1) 住宅系地域

既存の住宅系市街地における都市基盤施設の整備充実による住環境の改善を図るとともに、計画的な開発を実施した地区については住環境の維持増進を図ります。

また、人口増加に対応した宅地供給を進めつつ、地区状況に応じた適正かつきめ細かな土地利用を誘導し、地域に根差した個店や商業施設などとの調和を図り、良好な住環境を有する市街地形成に努めます。

## 2) 工業系地域

既存の工業系市街地における生産・就業環境の維持・改善を図るとともに、新たな工業地では周辺環境に配慮した工場立地を推進し、さらなる産業の振興と地域経済に貢献する就業の場の確保をめざします。

## 3) 複合系地域

吉川美南駅の設置と市街地拡大にともない、市民生活を支える各種都市機能の集積や住宅地整備により、多機能型の新たな市街地形成を図ります。

## 4) 農地及び集落地域

農地及び集落地について、現況の土地利用を基本的に継承しつつ、営農環境や生活環境の維持保全を図ります。

## 5) 産業まちづくり地域

既存の集落地環境の維持向上とともに、新たな道路の整備による交通利便性の高まりを見据えて、周辺環境との調和を図りながら、工場や流通業務施設などの立地を誘導します。

## 6) その他の地域

将来都市構造に位置付けられた「レクリエーション拠点」および「防災拠点」の形成に対応し、公園や緑地における機能の充実を図るとともに、市街地内の環境保全に資する空間確保を図ります。



将来都市構造図・土地利用構想図

